

犯罪収益移転防止法に係る同意

私は、「外国政府等において重要な地位を占める者（過去において該当する場合も含む）等」に該当しません。

犯罪収益移転防止法により、金融機関は、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが外国の元首、又は外国の政府等において重要な公的地位を有する（または有していた）者等に該当する者であるかを確認する義務が課されています。

このため、お客さま（またはご家族）が外国の要職にある（またはあった）者に該当する場合、本アプリから口座開設のお申し込みをいただくことはできません。

1. 外国政府等の重要な公的地位を有する者とは以下の者をいいます。

①外国の元首

②外国の政府において以下の職に相当する職にある者

- ・日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
- ・日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
- ・日本における最高裁判所裁判官
- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
- ・日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長

③外国の中央銀行の役員

④外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる者の家族

①配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）

②父母

③子

④兄弟姉妹

⑤①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子

以 上